

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

—— 静岡地裁判決をめぐって ——

田中克志

- 一 はじめに
- 二 ガス爆発をめぐる補償・賠償問題の経緯
 - (一) 被災・被害の状況
 - (二) 静岡ガスをめぐって
 - (三) 第一ビルの区分所有者をめぐって
- 三 ガス事業者・静岡ガスの民事責任
 - (一) 第一次爆発の原因論と民事責任論
 - (二) 第一次爆発と民事責任
- 四 残された課題
 - 1 土地工作物責任構成
 - 2 その他の責任構成
 - (三) 第二次爆発と民事責任
 - 1 原因競合と賠償責任
 - 2 一般不法行為責任構成
 - 3 土地工作物責任構成
- 1 土地工作物責任と失火責任法

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

2 損害論

四 むすび

一 はじめに

一九八〇（昭和五五）年八月二六日、静岡駅前ゴールデン街第一ビルにおいて発生したガス爆発事故は、二度の爆発により、一五名の死者と二三名の負傷者、第一ビルの焼失その他甚大な物的損害を生ぜしめた。

わたくしが静岡大学に赴任してきた一九八四（昭和五九）年の四月には、被災した第一ビルがその無惨な姿を晒していた。翌八五（昭和六〇）年の春、第一ビルは取り壊され、新しいビルが築造されたため、いまや当時の面影はない。

このガス爆発事故に関わって静岡地裁には二つの訴訟が起こされた。その一つ、第一ビルの区分所有者など「被災者の会」七社三七人が、一九八一（昭和五六）年に、静岡ガスに對して二十数億円の損害賠償などの支払いを求めて提起した訴訟は、じつに一五年ぶりであるが、一九九六（平成八）年

三月一四日に、判決が下された。結果は、請求棄却。

判決理由の骨子はこうである。

1 第一次爆発は、第一ビルの地下湧水槽において、同所で発生・滞留していたメタンガス等可燃性ガスに何らかの火が引火したことにより発生したものと認められる。

2 第二次爆発が、第一次爆発によって破損した地階「機械室」の都市ガス導管から漏出し滞留した都市ガスに何らかの火が引火したことにより発生したことは当事者に争いが無い。

3 第一次爆発の通報を受けた後、被告会社の講じた対応策は、第二次災害防止のためにガス事業者の取るべき措置としては不十分であったこととそしりを免れない。

4 しかし、第一次爆発により破損した都市ガス導管からのガス漏出量からすると、被告会社が原告らの主張のような対応策をとってガス漏出を停止できたとしても、相当規模の第二次爆発の発生は回避することはできなかった蓋然性が強く、被告会社のとった対応策の

不十分さと第二次爆発との間に因果関係を認めることはできない。

この爆発事故では、都市ガスの供給事業者・静岡ガスの関係者は、第一次爆発がメタンガスに起因するとしつつも、都市ガスの遮断など適切な措置をとらなかつたために第二次爆発による大惨事を招いたとして業務上過失致死傷の疑いで刑事上の責任も問われた。しかし、静岡地検は、現場に派遣された係員については、現場到着後から第二次爆発まで一五分しかないうえ現場は第一次爆発で瓦礫が山積し、そうした状況のなかでガス設備を完全に点検し、さらにガス遮断バルブを閉じることは無理だつたこと、他方、当直主任については、第二次爆発を予見するのは不可能であり、当直体制下では、係員一人を現場に派遣させるのが精一杯であり、派遣方法に手落ちはなかつた、と判断し、不起訴処分としていた。⁽¹⁾

刑事責任が過失がないとして免責されても、民事（賠償）責任においては、刑事と同じに判断する必要はない。⁽²⁾ ましてや、この爆発事故では、不起訴処分により刑事判決がでていないのであるから、民事では自由な事実認定ができる。このように期待もされていたが、ガス事業者・静岡ガスの民事

（賠償）責任は認められず、結果的には個人の法的責任が問われた刑事と同じような判断が下されたことになる。

原告側は、当然ともいえようが、控訴したことから、今後、東京高裁において審理がなされることになった。

この爆発事故では、第一次爆発の原因をめぐって原告と被告静岡ガスとが真つ向から対立したが、私にはこれを判断する資料がなく、またその能力もないので、これに関する私見は留保したい。しかし、こうした都市ガスの爆発事故に対する民事（賠償）責任を検討するにさいして、爆発原因がガス事業者にある場合には法理論的に厄介な問題はあまり生じない。むしろ問題はそうでない場合である。もともと危険物でありながら、しかし現代社会に不可欠なエネルギーである都市ガスを供給する事業者がその都市ガスの爆発による損害に對して、いかなる民事（賠償）責任を負うべきか、である。その意味では、都市ガスの誘爆と判断した静岡地裁判決は右の問題を論ずるに格好の素材を提供するものともいえる。このガス爆発事故に関する法理論的な問題については、事故発生三カ月後に実態調査をされた故谷口知平博士が論稿を書かれておられる。⁽⁴⁾ そこで、わたくしは、地域に在住する研

究者として、地裁判決が下されたのを契機に、その紹介を兼ねながら、右のごとき問題関心から、事案にそくして具体的に考え、整理してみることとした⁽⁵⁾。

二 ガス爆発をめぐる補償・賠償問題の経緯

この爆発事故では、とくに第二次爆発により多数の死傷者と甚大な物的損害が生じ、静岡市には、災害救助法が適用され、応急救助が実施された。

(一) 被災・被害の状況

午前九時二〇分頃、第一ビル地階にある飲食店において第一次爆発が発生した。静岡ガス（静岡営業所）は、第一次爆発後、静岡市消防本部から、「火災警報指令、火災警戒指令、紺屋町西部デパート前ダイアナ靴店付近、ガス漏れ、第一出動」という有線一斉指令を受けた。そこで、静岡ガス（静岡営業所）は、「ガス漏れ」通報との判断により、導管工事見回りのため単独でパトロール業務に従事していた係員一名を派遣した。他方、消防は一〇隊、四一名、警察はパトカー四

台、警察官一九名の人員をそれぞれ出動させた。

第一次爆発の約三〇分後、午前九時五六分頃、第二次爆発が起き、次のような被害をもたらした。

被害面積一五五〇〇平方メートル、死者一五名、負傷者二二三名、罹災戸数六戸、店舗の被害一三六店（全壊四三、半壊七、一部損壊八六）、住宅の被害二七戸（全壊六、一部破損二二）であった。

しかし、民事上の補償・賠償問題については、現場検証をした静岡県警が第一次爆発の原因を「メタン」と判断したことにより、第一ビルの区分所有者などの被災者にとっては多難な経緯を辿ることとなった。

(二) 静岡ガスをめぐって

一九八〇（昭和五五）年の秋には、被災者の会は、静岡ガスと補償交渉を開始したが、静岡ガスが「原因は調査中で不明であるため経済的補償には応じられない」との態度をとったため、被災者の会の七社三七人が、静岡ガスに対して、翌八一年二月二二日（第一次）に、二五億一九七五万円の損害賠償等を、さらに六月二日（第二次）に、一億八七五六万円

の損害賠償等の支払いを求めて静岡地裁に提訴した。⁽⁶⁾

原告側は、当初、第二次爆発・火災を防止しえなかつた静岡ガスの責任を追及し、第一次爆発については不問に帰す方針であったが、被告静岡ガス側が第一次爆発の原因を問題としたため、本訴訟は科学論争の様相を呈することとなった。

一九八二(昭和五七)年八月二十九日、静岡ガスは、法律上の責任とは別に、「会社としての社会的・道義的責任」を理由として二年ぶりに被災者と個別に補償交渉を開始した。⁽⁷⁾

これは、八月二日に静岡県警が静岡ガスの二名の現場職員を業務上過失致死罪容疑で書類送検したことで、爆発原因にひとつの線がでたためとみられる。補償の対象は、同社が把握している被災者二四一人のうち同社に損害賠償訴訟を起している原告二二人を除いた二三〇人(遺族九人、負傷者二二人)であり、第一ビルのテナントや付近の商店等、物的被害者を除いた。補償額については、明らかではないが、交通事故の自動車損害賠償責任を参考に一定基準で算定し、また、補償交渉がまともれば損害賠償請求権を譲渡してもらうなどの内容であった。

一九八五(昭和六〇)年四月一八日、静岡地裁は、第一次

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

爆発の原因に関する原告、被告双方の主張がほぼでそろったのを機に、和解を勧告した。⁽⁸⁾原告側も和解交渉に応じたが、被告側が、和解交渉に、第一ビルの区分所有者の遺族とその関係者、事故に巻き込まれた被害者の二種類に分けて臨んだうえ、物損は除く等としたため、再び本訴に持ち込まれた。しかし、翌八六(昭和六一)年九月二一日、和解交渉に応じた原告六人との和解がすべて完了した。

(三) 第一ビルの区分所有者をめぐって

第一ビルの区分所有者とテナントは、営業等を再開すべく話し合ったが、合意には至らず、テナント二社七人は、一九八一(昭和五六)年八月三日、賃貸人たる区分所有者を相手に、賃借権の確認、修繕義務の不履行に基づく損害賠償等を求めて静岡地裁に提訴した。一九八四(昭和五九)年二月二〇日、静岡地裁は請求棄却の判決を下したが、一部原告は控訴した。⁽⁹⁾

第一ビルは、すでに述べたように、一九八五(昭和六〇)年春に取り壊され、一部地権者がビルを新築した。

三 ガス事業者・静岡ガスの民事責任

(一) 第一次爆発の原因論と民事責任論

多数の死傷者と甚大な物的損害を生ぜしめた第二次爆発は、第一次爆発によって破壊された都市ガス導管から漏出し、滞留した都市ガスに引火して発生した。しかし、第二次爆発の誘因となった第一次爆発の原因をめぐっては、原告と被告静岡ガスとが真つ向から対立した。

原告側の主張は、第一ビル前歩道下の地中に埋設されていたガス供給管に腐食による穴や亀裂が生じており、ここから地中に漏えいしたガスが第一ビル地下階のコンクリートの亀裂、ガス・水道管などのパイプのスリーブの空間から天井裏に侵入・滞留し、これに着火した、というものであった（「都市ガス説」）。これに対して、被告静岡ガス側は、長期にわたり調理屑、残飯、油脂等が投棄されていた第一ビルの地下湧水槽において発生・滞留していたメタンガス等の可燃性ガスに引火して第一爆発が生じたもの、と主張した（「メタ

ンガス説」）。

いうまでもなく、第一次爆発の原因如何によって、ガス事業者・静岡ガスの民事（賠償）責任をめぐる立論は異なる。

原告側は、被告静岡ガスに対して、第一次爆発については、ガス供給管の腐食孔を瑕疵として、土地工作物責任（民七二七条）を、第二次爆発については、これを回避すべき適切な対応を怠ったことについて不法行為（民七〇九条）、またそのための設備の不整備を根拠に土地工作物（民七二七条）、または、両者について、ガス供給契約上の債務不履行（民四一五条）などの責任を問うた。もともと、第一次爆発が都市ガスの漏出・爆発を原因とする場合、第一次爆発と第二次爆発とを分けて、ガス事業者・静岡ガスの民事（賠償）責任を論ずべきことの意味はあるのか、疑問ではある。

第一次爆発が、被告静岡ガスの主張するメタンガスを原因とするならば、ガス事業者・静岡ガスの民事（賠償）責任は、第一次爆発通報後の対応などをめぐって、これが、不法行為、土地工作物あるいは契約不履行といった法的構成の問題もあるが、焦点となる。

地裁判決は、右の原告の主張に対して、これを因果関係の

問題で決着をつけたといえよう。第一次爆発に関する土地工
作物責任については、第一次爆発がガス供給管の腐食孔から
漏出した都市ガスに起因するものであること、第二次爆発に
ついては、適切な回避措置を講じ、あるいは、設備が整えら
れていれば、第二次爆発を回避し得たこと、これら事実的因
果関係に關し立証責任を負う原告側がこれに成功しなかつた
わけである。

(二) 第一次爆発と民事責任

地裁判決は、「本件第一次爆発の原因物質が何であるかを
直接根拠づける証拠は存しない」(判決原本二八九頁、以下
同じ)としつつも、「認定することができる原告らの主張に
沿う事実のみでは、本件第一次爆発が第一次ビル前歩道下に
埋設された供給管の腐食孔から漏えいした都市ガスに起因す
るものであることを推認するには足らない」(三二一頁)と
した。この地裁判決の説示からも知れるように、原告側の立
証如何では、控訴審において、第一次爆発の原因についての
判断が変わる可能性も残されている。

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

いずれにしても、埋設ガス供給管に生じた腐食孔・ガス漏
れによるガス爆発事故の場合、その民事責任に關する法的構
成としては、土地工作物責任(民七二七条)がまず検討され
るべきであろう。

1 土地工作物責任構成

(1) ガス管と土地工作物

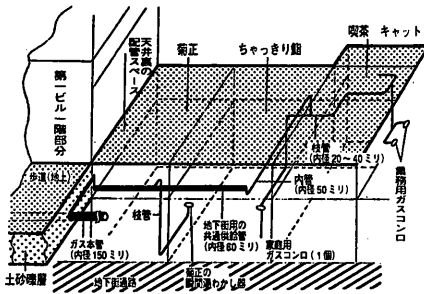
土地工作物は、これを「土地ニ接着シテ人工的作業ヲ為シ
タルニ依リテ成立セル物」と解するのが古くからの判例(大
判昭三・二六・七民集七卷四四三号)である。その範圍は拡大さ
れてきているが、これによれば、ガス管が土地工作物に該當
すること疑いない。

第一ビルにおけるガス管の設置状況はつぎのようであつた
(圖一)。

第一ビルの前面歩道部の地下に口径一五〇ミリメートルの
低圧本管が深さ〇・六〜一メートルの位置に埋設されていた。
第一ビルの各地下飲食店にはこの低圧本管よりバルブを設け
て分岐させた口径八〇ミリメートルの低圧支管(一本)を併
行に布設し、これにより口径五〇ミリメートル〜三二ミリ

メートルの供給管をそれぞれ地下階の天井空間部を利用して引き込み、ガスメーターを通して消費機器に接続していた。一方、地上階には、一五〇ミリメートルの低圧本管より直接に各店舗や居住区に対してバルブを設けた口径五〇ミリメートル（二五ミリメートルの配管（二二本））が、地下階の系統とは別系統で地下階各室の空間部を利用して布設してあった。

図1 第一ビル・地下街のガス管設置状況



出典『近代消防』1980年10月号38頁

もつとも、右のガス供給管は都市ガスの供給施設の一部、

しかも末端の設備である。このガス爆発事故の場合、こうした末端のガス供給管のみならず、物的・人的設備を総合した都市ガス供給施設・システム全体に企業施設を一つの土地工作物とみて土地工作物責任の立論をおこなうべきこと、後述するとおりである。

(2) ガス管の所有・占有関係

責任主体に係わっては、ガス管の占有・所有関係が問題となる。静岡ガスの「供給規程」・「同実施規則」によれば、第一ビル前面の外壁と歩道との接点を「境界線」として、本管からこの「境界線」までが「供給管」として静岡ガスの所有にあり、その先は「内管」としてガス使用者の所有に属する、と解される。ガス管の腐食孔・亀裂はガス「供給管」に発見されているから、ガス事業者・静岡ガスが責任主体となる。

(3) ガス供給管の腐食孔と瑕疵

右のガス供給管には、腐食による穴ないし亀裂が、地裁判決によれば、事故直後に警察が事故当時の埋設状態において行ったガス供給管に対する「気密試験」⁽¹⁾とその後原告らによって掘り起こされたガス供給管について実施された腐食状

況に関する「埋設管検証」によって発見されている。

気密試験によって発見されたのは、一三本の供給管のうち
の三本に合計四か所、腐食による亀裂ないし穴である。他
方、埋設管検証では、いずれの供給管も相当腐食がすすんで
おり、気密試験では発見されていなかった亀裂及び穴など
が、五本の供給管に合計六カ所発見されている。

「瑕疵」とは、その物がその種類に応じて本来備えている
べき（特に安全性について）性状や設備を欠いているこ
とと解されている。⁽¹²⁾したがって、ガス供給管に腐食孔・亀裂
などが発生しているならば、これは、地震とか、予測できな
かった地層の陥没でもない限り、ガス管の「設置又ハ保存」
に「瑕疵」があったと推定されよう。⁽¹³⁾

ところで、「ガス事業法」(二八、三〇条)を受けた「ガス
工作物の技術上の基準を定める省令」(六五条以下)及び
「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」ならびに
これを受けた静岡ガスの「保安規程」に、ガス管(導管)の
材料、構造、漏洩検査の実施及びガス遮断装置の設置などに
ついて、その技術基準が規程されている。この技術基準に達
していない場合には、ガス管の設置・保存に「瑕疵」がある

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

といえよう。しかし、事故後の、八月二〇日及び二二日に実
施された運輸省の立入検査では、かかる「技術基準に適合し
ていなかったという事実は認められなかった」との立入検査
報告がなされている。しかし、こうした行政上の取締法規な
どは、最小限の規制・基準を決めるにすぎないことから、こ
れに適合することから、直ちに民事責任にかかわる「瑕疵」
の存在が否定されるわけでもない。⁽¹⁴⁾

(4) 第一次爆発との事実的因果関係

土地工作物責任が認められるには、右のごとき「瑕疵アル
二因リテ」第一次爆発が生じたことが必要である。

気密試験及び埋設管検証によりガス供給管には多数の腐食
孔・亀裂が発見された。しかし、地裁判決は、埋設管検証で
発見されたが「気密試験によって発見されなかった供給管の
亀裂及び穴は、仮にこれが第一次爆発当時存在していたとし
ても、錆こぶないし周囲の土壌との密着等により本件第一次
爆発当時には、これから都市ガスが漏出する状況になかった
ことが強く推認される」(二九九頁)とする。

しかも、気密試験で発見された腐食孔・亀裂についても、
そのうち「一本についてのみ、その供給管の亀裂ないし穴か

らのガスの伝播の可能性は否定することはできないが、反面、これにより本件第一次爆発に至る経過を説明するには、依然不明な部分が多く、他の爆発物質の可能性が否定されて、初めて原因物質であることを推認するに足りる事情となるものと解される」（三〇九頁）、とする。

さらに、その他、ガス供給管が埋設されていた第一ビル一階床スラブの張り出し部分下の空洞の存在及び土壌の通気性、第一ビル地階天井の歩道側コンクリートの亀裂、空隙の存在など、「原告らの主張に沿う事実のみでは、本件第一次爆発が第一ビル前歩道下に埋設された供給管の腐食孔から漏えいした都市ガスに起因するものであることを推認するには足りないというべきである」（三二二頁）、と地裁判決は結論づけている。

ガス供給管の腐食孔・亀裂と第一次爆発との事実的因果関係を否定したのである。

そのうえ、だめ押しの、原告の主張とは矛盾する事実をも指摘し、地下店舗中央の床に開いた穴と、その周辺の大きな盛り上がりや鑑定などから、第一次爆発は地下店舗床下にある「第一ビル地下湧水槽内において発生したものと認める

ことができる」（三四九頁）、とする。このことから、「仮に、第一ビル前歩道下に埋設されていた都市ガスの供給管に腐食孔があり、そこから都市ガスが漏出していたとしても、それが地中又は地下道空間を伝播して湧水槽内に達することは想定しがた」（三五六頁）い、と都市ガス説を否定している。

2 その他の責任構成

ガス事業者は、ガス事故防止のためその違背が一般不法行為の責任（民七〇九条）を構成する高度の注意義務を負っている。また、ガス事業者は、ガス供給契約上ガス使用者に対してガス事故防止のための高度な注意義務を負っている。静岡ガスのガス供給規程にも、「法令の定めるところにより、供給施設について保安の責任を負」う旨の規定（三四）がおかれている。

いずれにしても、ガス供給管の腐食孔・亀裂に関して右の注意義務違反の有無が問題となる。また、右注意義務違反と損害（第一次爆発）に因果関係が存在すること土地工作物責任構成の場合と同じである。

これらの点は、つぎの「第二次爆発と民事責任」におい

て、論じる。

(三) 第二次爆発と民事責任

ガス事業者は、ガス漏出・爆発について自らに責任がない場合にも、これに基づく第二次災害防止のために適切な措置をとるべき注意義務があること、異論はあるまい。

地裁判決も、第一次爆発の「ような事故により都市ガスが供給管等から漏出すればこれに引火して爆発するなど、二次災害の危険性は顕著であるから、都市ガスを供給し、その施設等によってこれをコントロールする立場にあるガス会社としては、二次災害防止のために速やかな措置をとることが義務づけられるのであり、被告会社のガス漏れ受付要領においても、ガス漏れの原因が顧客の故意過失に基づく場合であっても速やかに応急措置をする義務があることを認めているところであ」るとする(四二〇頁)。

1 原因競合と賠償責任

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

(1) 第二次災害の防止義務者

もつとも、ガス漏れなどの事故が生じた場合、ガス爆発など第二次災害を防止すべきはガス事業者の静岡ガスに限られるものではない。たとえば、ガス事業者・静岡ガスとともに消防、警察、中部電力などが関係機関となり、一九七九(昭和五四)年二月二〇日に確認された「ガス爆発防止に関する申合せ」⁽¹⁶⁾では、多量のガス漏れ事故の発生に際して各機関が相互に協力してガス爆発事故を未然に防止し、被害を最小限に食い止めることなどが取り決められている。実際に、第一次爆発後の事故現場には、ガス事業者・静岡ガスのほかに、消防や警察などが出動していた。

多数の死傷者は第二次爆発自体に起因しており、ガス事業者・静岡ガスのこれに対する賠償責任は、他の関係機関との関係において検討する必要がある。他の関係機関の不適切な避難・誘導などが死傷者の増加につながったとするならば、法的構成を別としても、静岡ガスの賠償責任はその分縮減される可能性がある。しかし、他の関係機関の、損害に対する寄与度が明確でない場合には、静岡ガスは全損害に対して賠償責任を負う。⁽¹⁶⁾

(2)メタンガス原因論

他方、第一爆発の原因が第一ビルの地下湧水槽において発生・滞留したメタンガスとするならば、これに対する原告・第一ビル区分所有者の土地工作物責任など法的構成如何にかかわらず、損害賠償に関しては、過失相殺（民七二二条二項）が問題となる。

被告静岡ガスは、第二次爆発の防止に関して何らかの責任があるとされた場合でも、ガス爆発事故の主たる責任は第一次爆発の原因者である第一ビル区分所有者の原告らに存するとして、予備的に過失相殺ないし原因競合を主張していた。

地裁判決は、それゆえ、湧水槽内の爆発物質について、詳細な検討を行っている。

メタンガスが発生・滞留したとされる第一ビルの地下床スラブ下にある湧水槽は、地裁判決によれば、つぎのような構造であった（図2）。

すなわち、「コンクリート建造造物壁の地下水による結露や湧水を防ぐため、建物躯体と地階外壁との間に設けられる二重壁と共に建物地下部分に区分され配列して施設される建造物であり、そのうち二重壁と近接した湧水槽が二重壁内に

浸透した地下水を水抜き孔を通して受け入れ、これを隣接する湧水槽と若干の傾斜をつけて施設された転結管を利用して最終的に一か所に集めることよって排水する機能を有するものである」（三三八頁）。

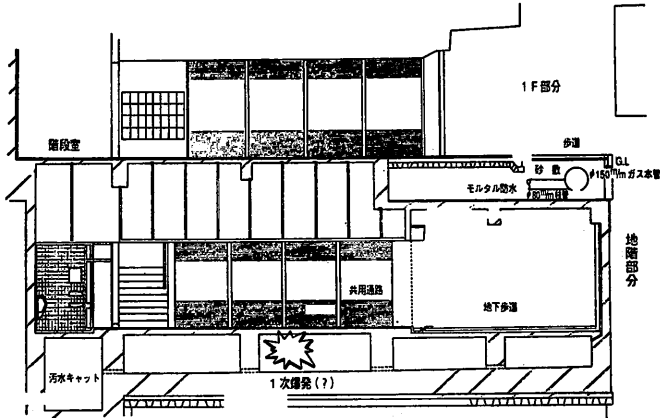
そして、「右湧水は雑排水槽に集められ、また、各店舗の雑排水も、それぞれ床下に湧水槽を貫通して設けられている雑配水管により、湧水槽に落ちることなく、雑排水槽に集められ、同所に設置されたポンプでこれを汲み上げて公共下水道に排水される仕組みになっていた」（三六一頁）。

ところが、「第一ビル地階『キャット』、『ちゃつきり鮎』、『機械室』付近の地下湧水槽は、長期にわたり調理屑・残飯・油脂等が投棄され、また、破損した配水管から調理・手洗い等雑排水が流れ込んでいたのであり、これらが汚泥化し、これが連結管の流れを阻害して前記各槽に堆積していたものと優に認められる」（三九三頁）。

そこで、地裁判決は、第一ビルの地下湧水槽は、「メタン発酵の条件としての嫌気性及び発生した可燃性ガスの滞留条件としての無換気性のいずれについても」、「少なくとも矛盾のない程度の環境にあったことが認められる」（四一四頁）、

とする。

図 2 1964年建設当時の第一ビル地下断面図



出典『近代消防』1980年10月号37頁

しかし、問題は、右湧水槽にメタンガスが爆発限界に達する程度に滞留していたのか、と着火火源である。

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

地裁判決は、前者について、被告静岡ガスが行った実験を引用し、さらに、後者について、「断定的なものはないが」(四一六頁)としながらも、静岡県警が委嘱した鑑定を引きながら、「キャット」内調理場では、当時五つのガスコンロの火がつけられ、この熱によって室内の空気が熱対流を起し、この流れに沿って床下にある湧水槽内にあるメタンガスがマンホールのすき間を伝って吸い上げられ、コンロの火に引火、第一次爆発を起こしたというのであって、少なくとも矛盾のない説明が可能である」(四一七頁)、とする。

しかし、第一次爆発の原因を都市ガスとする原告側は、原因競合の問題など触れるところでない。そこで、第二次爆発を回避し得なかった静岡ガスの責任を問う原告側が立論する不法行為責任及び土地工作物責任の各法的構成をみておきたい。

2 一般不法行為責任構成

(1) 結果回避義務の内容

その違背のゆえに不法行為責任が問われる「過失」とは、これを結果回避義務と構成し、一方で、結果発生の子見義務

に裏付けられた予見可能性の存在が必要とされ、他方、その結果回避の措置は可能であるものに限定される、と解するのが通説といえる。⁽¹⁷⁾ 地裁判決もこれを踏襲する。

そこで、ガス事業者・静岡ガスが第二次災害を回避するために尽くすべき注意義務の具体的な内容は、次のように論じられている。

原告側は、これを大別して、ガス事故を防止するための万全な態勢を、日常的に整備しておくこと（日常的ガス事故防止態勢整備義務）と事故が発生し、あるいはその虞れが生じて出動するさいには、消防・警察など関係機関と協力の上、現場の状況に臨機に対応して二次災害の防止に万全を期する義務（出動時の注意義務）とする。

具体的な人的・物的な体制は、地裁判決の整理によれば、次のようである（四二三頁以下）。

①ガス導管の安全性を日常的に維持管理し、ガス漏れ、爆発に備えてガス遮断弁を即座に閉止できるよう日常的に保守点検してその安全性を保持するとともに、ガス漏れないしガス爆発の通報に対し、いつでも対応できるよう一〇名程度の緊急保安要員を常に確保しておく、これら緊急保安要員

は、一旦出動する際には最高性能の検査機器を携帯して速やかに現場に赴く態勢を確立しておく注意義務、

②これら一〇名程度の緊急保安要員を短時間のうちに現場に到着させた上、これらの者をして直ちに可燃性ガス探知器、水素炎検出器（FID）、サーミスター検知器などのガス探知器などにより、ガスの種類、濃度の確認、ガス漏えい箇所の発見、そして、ガス漏出停止のための作業をさせるとともに、それが困難な場合には、直ちにガス遮断弁を操作してガスの供給を停止し、消防、警察と連絡協力を密にして、関係者らの避難誘導やガス使用禁止の措置を講じたり、必要があればさらに応援要員を派遣するなどして二次災害の発生を防止すべき注意義務、である。

これに対して、地裁判決は、第一次爆発により破損したガス導管から漏出した都市ガスにより発生した第二次爆発をいかに回避することができたかを検討し（四六四頁）、「第二次爆発の発生を防止するために被告会社が行うべき回避措置は、漏出する都市ガスが爆発限界濃度に達する以前に、ガス漏えい箇所を調査、特定して、対応する供給管のガス遮断弁を閉止するなどして、ガスの漏出を停止することに集約する

ことができる」(四六八頁)、と説示する。

そして、この観点から、被告静岡ガスがガス漏れ通報には係員を一名だけを派遣する態勢となっていたこと、第一爆発の通報後に派遣された一名の係員の対応が「ガス爆発防止に関する申合わせ」に反する行動をとったことなど、ガス漏えい通報に対する態勢と第一次爆発後の対応に関して、「本件のような市街地におけるガス漏れ災害に即応するものとしては、はなはだ不十分なものであったことは否定することができず、これが前記二次災害の回避措置を取ることを困難ならしめていたことは明らかである」(四八二頁)し、「ガス事業者者に一般的に課せられる二次災害防止のための注意義務の水準からは、最善を尽くしたものは認め難いというべきである」(四八四頁)、とする。

要するに、派遣係員が一人であったこと、あるいはそういう態勢になっていたこと、消防や警察の出動状況と対比しても、いかにもお粗末であったが、これが問われているのである。

ところで、ガス事業法(三〇条)ならびに同施行規則(四二条)を受けて作成された静岡ガスの「保安規程」、「ガ

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

ス漏えい通報処理要領」そして「導管事事故緊急対策要領」が日常的な保安管理組織や事故時の対応などを定めている。事故後に行われた通産省などの立入検査では、「保安管理組織の整備状況、保安教育の実施状況等の保安規程遵守状況について、帳簿、書類の検査及び会社からの事情聴取等の結果、保安規程を遵守していなかったという事実認められなかった」という。

こうした行政上の取締法規が示す基準は、地裁判決も判示するように、「法的ないし事実上の強制力をもって貫徹しうべき最低限度の基準を定めたに止まるのが一般であるから」、第二次災害の回避措置の内容は、「これに尽きるものではない」(四二二頁)いし、「当時の法令の基準に適合し、保安規程に反するものではなかったとしても、これをもって企業責任を尽くした万全の態勢並びに対応と評することはできないこと(18)は明らかである」(四八三頁)とする。当然といえよう。

(2) 回避義務懈怠との因果関係

地裁判決は、このように、ガス事業者・静岡ガスの日常の態勢及び第一次爆発後の対応について、これがあまりのお粗末さに、「最善を尽くしたものは認め難いというべきであ

る」と評価した。

しかし、この過失により「第二次爆発によって生じた損害の賠償責任を問われるためには、その前提条件として、被告会社が原告らの主張する二次災害避止義務を履行したことにより、第二次爆発が回避され得たこと、すなわち結果の回避可能性があることが必要であ」（四八四頁以下）と。ところが、「仮に被告会社が右注意義務を尽くしていても、なお、本件第二次爆発を回避し得なかつた蓋然性が相当程度認められる以上は、右注意義務懈怠と目すべき事実と本件第二次爆発の発生との間には事実的意味おける因果関係は証明されていない」（四九三頁）として、つぎのように判示する。

「被告会社において、本件第一次爆発を同日午前九時三十分には覚知してから、三分以内に緊急自動車で静岡営業所から一〇名程度の緊急保安要員を派遣し、これらの者が分掌してガスの漏えい箇所を検索するという状態を想定したとしても、右時点でも既に相当規模の爆発を招来するに足りる量の都市ガスが漏出しているのであるから、回避措置としては、むしろ着火源を一掃するための電路の遮断や、爆発した場合の被害の拡大防止のための措置こそ求められるべきであつ

て、検索活動はそのような措置に移行すべき危険性を認識する情報収集としての意味を持ち、ガス供給停止も、もはや爆発回避のためというよりは、爆発が生じた場合の損害拡大防止という二次的意味の側面が強いものと解される。そして、このように着火源の一掃をはかつて、被告会社及びこれと協力関係にある消防、警察、電力会社等の関係機関により支配可能な着火源には限りがあることを考慮すると、既に爆発限界内の環境にある以上、第二次爆発自体は、回避し得なかつた蓋然性が高いと認められる」（四九〇頁）。

要するに、「第二次爆発は第一次爆発後の因果の流れとしてほぼ決定づけられていた」（四九二頁）とみている。いわば手の下しよがないということなのかもしれない。

それでは、第二次爆発による損失は法的にだれが負うのか。それは、メタンガスの発生に寄与した者、それに着火源がなければ爆発しないから着火の原因者ということになる。

地裁判決によれば、地下湧水槽におけるメタンガス発生源となつた「有機物」は、投棄された残飯と破損した雑配水管からの雑排水と汚水である。地裁判決によれば着火源は特定されていないことから、残飯を投棄した店員の使用者に使用

者責任⁽¹⁹⁾。そして地下湧水槽の管理について第一ビル区分所有者の土地工作物責任が検討されることになる。

しかし、右の原因者について民事責任が問えない場合、被害者は、咎むべき事情がなくとも、損害を負担させられることになる。誘爆した都市ガスを供給するガス事業者・静岡ガスが、ガス事業者として要求されるべき対応策を尽くしてはいないが、まったく損害の負担をしないことになり、これが公平なのか、疑義の残るところである。

また、この爆発事故において、仮に、都市ガスの漏出量が爆発限界濃度に達していなかった場合でも、不適切な対応しか講じなかったガス事業者・静岡ガスは第二次爆発自体を回避することができなかった可能性が高く、民事責任を免れることはないであろう。その意味では、誤解を恐れずにいうならば、ガス事業者・静岡ガスは都市ガスの漏出量が爆発限界濃度に達して助かった(?)ということになる。このように爆発限界濃度に達していたか、そうでなかったかという、まさに偶然的な要素により、同じく対処不十分であっても、民事責任が左右される。

過失責任主義に依拠するかぎり、過失と損害との因果関係

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

が不可欠となる。「過失」に関して、ガス事業者には、ガス事業者なるがゆえに、それが自らに起因する場合でなくとも、ガス漏れによる第二次災害を回避する義務が課せられている。さらにこれを一步進め、「因果関係」についても、この結果回避義務懈怠²⁰過失とはなく、都市ガス(供給)それ自体に求めるような枠組みが必要ではないかとも思える。本来危険な都市ガスを供給するとともに、唯一これを制御し得、しかもその損害を分散しうるガス事業者の民事(賠償)責任を立場の互換性を前提とした伝統的な過失責任主義の枠組みで判断すべきものか、鉱業法や大気汚染防止法など特別法にみられる発想を解釈論としても考えるべきと思われる。すなわち、損害は誘爆とはいえ、都市ガスに起因するのであり、これをガス事業者の事業活動におけるリスクと捉え、ガス事業者にその損害について割合的限定責任を負わせる、といった処理である。

また、ガス事業者は、「最善の」とはいえるものの、ガス漏れ事故による第二次災害防止のためにどの程度の物的設備・人的体制を講じるべきか。それに要するコストの問題もあるが、これを厳しく要求すれば、伝統的な枠組みにおいて

も、第二次爆発の発生を回避しうる蓋然性は高くなる。そうすれば、ガス事業者の結果回避義務懈怠と第二次爆発発生との事実的因果関係は認められやすくなる。

第二次爆発の防止に対しガス事業者がなすべき対応策に関して、原告は一定の主張をしているところであるが、これが「最善のものなのかどうか、検討する必要もあろう。

(3) 第二次爆発後の損害拡大

地裁判決は、原告側の主張に沿うかたちで、ガス事業者・静岡ガスの回避義務懈怠と第二次爆発自体との事実的因果関係をもつばら問題にした。しかし、漏出した都市ガスが爆発限界濃度に達している場合、着火源の二掃が不可能に近く第二次爆発自体は回避し得なかつた蓋然性が高かつたとしても、たとえば供給管のガス遮断弁の閉止が早期に行われていれば、第二次爆発後の損害拡大を抑止し得た蓋然性は高い。そうであれば、ガス事業者・静岡ガスの回避義務懈怠と第二次災害との間に事実的因果関係はあることになる。

この点について、地裁判決は、つぎのように説示する。

「本件訴訟の経過において原告らは、もつばら第二次爆発が回避可能であることを前提に、これを未然に防止し得な

かつたことについての被告会社の責任を問題として、被告会社の具体的に注意義務の内容やその不履行についての主張立証をなしてきたものであり、したがって、これに対応して被告会社の訴訟活動もほぼその点に限って展開されており、右に検討してきたように、被告会社が原告らの主張する注意義務を尽くしていたとしても、第二次爆発を回避し得なかつた場合の問題点、すなわち、そのような場合でもあるいは被害の拡大防止に当たるべき責務を担うと考えられる警察、消防、そして第一ビル所有者としての原告ら関係者、関係機関を含めた中で被告会社の取るべき措置と注意義務の内容、責任の有無、程度（右関係者・関係機関相互の責任関係）、そして、早期に都市ガスの供給停止措置やその他の被害拡大防止のための措置が講じられていた場合に予想される第二次爆発の規模やこれによる損害の程度、その後発生するであろう火災の規模やその損害の程度等については、本件では何らの主張も立証もなされていないのであって、それにもかかわらず右のような観点から判断を加えることは弁論主義に反し、もとより当裁判所をなし得るところではない」（四九五頁以下）。

第一次爆発の原因を都市ガスとする原告側にとって、第二

次爆発は第一次爆発の因果の流れにあり、本来、第二次爆発に対する静岡ガスの回避義務懈怠はこれを問題にする必要のないところである。右説示のごときことに「何らの主張も立証もなされていない」のは当然であろう。地裁判決とは立論の前提が異なる。

それはともかく、第二次爆発後の損害の拡大については、ガス事業者・静岡ガスの不適切な対応が寄与しているということになれば、原因の複合となり、割合的な限定責任が認められよう。²¹⁾ もっとも、第二次爆発自体による損害（とくに人的被害は第二次爆発自体による）が甚大であり、拡大損害はおもに第一ビルの焼失による損害に限定されよう。

これを別にしても、一五年という長い審理を考えると、弁論主義を説く前に釈明権を行使したのであるうか、との思いも残る。それにしても、地裁判決が「補足」として右のごとき説示をしたことの真意をはかりかねる。

3 土地工作物責任構成

第一ビルに入るガス管には遮断用バルブが設けられており、それは、地上階供給用として二ヶ所、地下階供給用として元バルブ用一ヶ所の全部で二三個であった。原告側は、バルブボックスが歩道の舗石下に埋没し、かつ、錆ついで、閉止作業をすることができず状態になく、これは設置ないし保存について通常有すべき機能を欠いていたものとして、これの瑕疵を理由に被告・静岡ガスの土地工作物責任を問うた。

静岡地裁は、被告・静岡ガスが「バルブ台帳」によりガス遮断弁の位置を把握しており、実際にガス遮断弁を閉止したことから、原告側の主張を採用していない。

しかし、静岡ガスは、第二次爆発後、ガスの遮断に手間取っており、通産省などの立入検査結果によれば、完全閉止まで約三時間もかかっている。一〇時四〇分頃、消防本部からガスの遮断弁を閉めるよう指示があり、現場に到着していた静岡ガスの職員が一〇時四五分に内管バルブ、一一時頃と一一時一五分頃、地下街への導管に設置されている遮断弁を

閉止した。しかし、第一ビルの地上部分への導管についての遮断弁については、遮断弁の設置位置が、爆発・火災現場内のため閉止できず、低圧本管を途中二ヶ所で遮断することとし、一一時三〇分頃現場に到着していた静岡ガスの職員約三〇名が作業を開始、一二時一五分頃ガスを閉止している。

第二次爆発後に拡大した損害にガス供給停止の遅れが寄与したかいなか、寄与したとすればガス事業者・静岡ガスの民事責任は、これが割合の問題は残るが、負わなければならぬ。

原告側は、第一次爆発と第二次爆発を分け、被告・静岡ガスの一般不法行為責任もしくは土地工作物責任を問うている。しかし、第一次爆発の原因が都市ガスであるならば、第二次爆発は第一次爆発の因果の流れにあり、あえて第二次爆発の回避義務違反を問題とする必要はない。

ただ、二つの爆発を連続的に捉え、全体としてガス事業者・静岡ガスの民事責任を問う場合、法的構成として、ガス供給施設・システム全体に企業施設を土地工作物と構成し、ガス供給管の腐食孔、第二次爆発後の不適切な対応、遮断弁の閉止の不振などを物的及び人的設備の「瑕疵」として、

総合的・立体的に構築した土地工作物責任を立論することが可能であると思われる。⁽²²⁾

(四) 残された問題

第一次爆発が都市ガスに起因したとするならば、つぎのような問題がある。

1 土地工作物責任と失火責任法

第二次爆発後に火災が発生していることから、土地工作物責任と失火責任法との関係が生じる。周知のように、この問題については、見解の対立が著しい。⁽²³⁾

この火災は漏出した都市ガスの引火・爆発に起因したものである。爆発の場合には、判例・通説によれば、失火の概念とも関わるとはいえ、危険物を取り扱う者には高度の注意義務が課せられていると考えるべきであり、責任軽減を趣旨とする失火責任法の適用はない。しかし、引火・爆発後の火災については、プロパンガスをめぐってであるが、失火責任法

の適用について、裁判例が分かれる。もともと、これらは爆発の第一次的火災であり、爆発と同様の扱いをすることが合理的であろう。⁽²⁵⁾

ただ、爆発後の延焼部分については、これの管理可能性が乏しいことを考えると、失火責任法の適用を検討する余地はある。もともと、この爆発事故の延焼は、爆発もとの第一ビルに限定される。

そもそも、失火責任法の適用を認めない見解では問題が生じない。また、危険工作物とそれ以外の工作物を区別して失火責任法の適用を考える見解においても、ガス管の腐食孔・亀裂、第一次爆発通報後の静岡ガスの不適切な対応、ガス供給停止の遅れなどの瑕疵であるから、失火責任法の適用は認められまい。失火責任法の適用を肯定する見解では、土地工作物の設置・保存の瑕疵に重過失が認められる場合にのみ責任を負う。この爆発事故の場合、右のごとき瑕疵に、「重大な過失」が認められるか、である。

2 損害論

焼失した第一ビルのごとき、市場性のない中古物件につい

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

ての損害額は、新品調達費から中古品という価値減少分だけを減額した額によると解するのが、一般である。⁽²⁶⁾しかし、この考えでは、同規模のビルを再築すると、多大の費用を要する。そこで、焼失した建物と同規模の建物の再築費用の賠償を認めると再築により新品として増価することになる。ここにジレンマがある。

原告側は、この点に関して、これは加害行為により再築せざるをえないことによる結果であって、不法原因により利得せしめたものであるから、返還請求はなしえないものとする。⁽²⁷⁾

四 むすび

地裁判決は、すでに述べたように、ガス事業者・静岡ガスが第一次爆発の通報を受けた後に講じた対応策が第二次災害防止のためにガス事業者の取るべき措置としては不十分であったことを認めた。したがって、この爆発事故に起因する損害について、ガス事業者・静岡ガスが、その割合の問題は残るにせよ、賠償責任を負うべきことは、否定され得ない。

しかし、右損害、人的損害のみならず物的損害についても、これの大半が第二次爆発自体によつて一気にもたらされている。第二次爆発自体に基づく損害に対する民事（賠償）責任は、メタンガス原因説に立つ限り、この損害とガス事業者・静岡ガスの第二次災害回避義務の懈怠との因果関係が問題にされざるを得なくなる。

ガス事業者・静岡ガスの不手際Ⅱ過失を認めながらも、これと第二次爆発自体による損害との事実的因果関係について、この存在が認められないかぎり、不法行為責任が否定されるのは、伝統的な不法行為の理論によれば、当然のことであろう。しかし、誘爆すれば甚大な被害をもたらす都市ガスを供給するガス事業者は、当該都市ガスの爆発による損害については、その爆発についてガス事業者の帰責事由を問わず、その割合については別途検討する必要があるが、賠償責任を負うものと解するのが、公平ではなからうか。

静岡ガスは、原告以外の被害者に対して、会社としての社会的・道義的責任を理由に、補償を支払ったが、これが法的責任に基づくものと位置づけるべきものと考へる。解釈論として可能かどうかの問題が残るが、そのような思いを強くし

た。

また、この問題と関わり、地裁判決は、「補足」において、弁論主義のもと原告の主張立証に拘束されながら立論したことを繰々述べている。原告側が都市ガス説に固執したものと、これへの批判とも読めなくもないが、どう評価すべきか、私には理解できない。

第一次爆発の原因論をも含め、控訴審の判断に注目したい。

(1) 静岡新聞一九八三年二月二三日付。静岡ガスの保安管理体制に関しては、保安規程に照らし問題はなく、刑事責任を問う違反はなかったとして、静岡ガスの幹部社員に対する刑事責任の追及は見送られた。

(2) 最判昭三四・一一・二六民集一三卷一一号一五七三頁。

(3) (4) 谷口知平「静岡ガス爆発」法律時報五六卷六号（一九八四年）一一三頁以下。

(5) 一九七〇（昭和四五）年の大阪地下鉄工事ガス爆発事故（死者七九名、負傷者四二〇名）を契機とし、ガス爆

発事故と民事責任に関する一般論を論じたものとして、

森島昭夫「ガス爆発事故と民事責任」ジュリスト四五二
号（一九七〇年）二六頁以下がある。

(6) 静岡新聞一九八一年二月二日付。

(7) 静岡新聞一九八二年八月一九日付。

(8) 静岡新聞一九八六年九月二二日付。

(9) 争点は、ガス爆発・火災により、賃貸目的物である第一ビルが「滅失」したか否かである。この基準については、最判昭和四二・六・二二民集二二卷六号一四六八頁が、「賃貸借の目的となっている主要な部分が焼失して、全体としてその効用を失い、賃貸借の趣旨が達成されない程度に達したか否かによつてきめるべきであり、それには焼失した部分の修復が通常の費用では不可能であると認められるかどうかも斟酌すべきである」とする。この一般基準については学説上批判があるが（星野英一

「借地借家法」一九六九年、六〇八頁など）、静岡地裁は右の基準によりつつ原告らの請求を棄却した（判時一一五六号一一三頁）。

なお、第一次爆発がメタンガスに起因し、第一ビルの

静岡駅前ガス爆発事故とガス事業者の民事責任

区分所有者が土地工作物責任を問われることとなると、

賃貸人たる第一ビルの区分所有者は、テナント（賃借人）との関係において、賃貸契約上の賠償責任を負うこととなる。参照、沢井裕「失火責任の法理と判例」

一九八九年、三三八頁以下。

(10) ガス導管事故としては、これ以外に、ガス事業者であるガス会社がガスの導管の埋設・移転などの工事をおこない、その工事に起因して生じる事故、地下鉄工事や電気工事などの他の工事の施行にともなつて生じるガス事故とがある。森島・前掲論文は、こうしたガス事故の態様にガス事業者の民事責任に関する法的構成を論じている。

静岡駅前ガス爆発事故の前年、一九七九（昭和五四）年五月に、県内の藤枝市において同様の埋設ガス導管の破損により死者一〇名、負傷者三〇名のガス事故が発生している。この事故の刑事判決であるが、参照、東京高裁平成二・四・二四判時一三五〇号一五六頁。

(11) 気密試験は、判決によれば、各供給管が第一ビル地下天井内に達した部分で切断して、同部分を管で塞ぎ、他

方、歩道側の当該供給管をガス本管からの分岐点に近い部分で切断して圧力をかけ、その減衰状況から亀裂等の有無を確認する方法で行われた。

- (12) 幾代通Ⅱ徳本伸一「不法行為法」一九九三年、一六八頁、四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為 下巻」一九八五年、七三三頁など。

- (13) 森島・前掲論文二八頁。

- (14) 幾代Ⅱ徳本・前掲書四四頁、森島昭夫「不法行為法講義」一九八七年、二〇六頁、同・前掲論文二八頁など。

- (15) この申し合わせは、静岡市内のマンション、アパートなどにおいて、ガス自殺に起因するガス爆発事故が発生したことが契機となつて、なされた。なお、静岡駅前ガス爆発を教訓として「ガス爆発事故等防止対策に関する協定書」（いわゆる五者協定）が成立している。

- (16) これは、要するに、複数の原因がある場合に、原因者の中でいかに公平な損害配分を行うか、という問題である。幾代Ⅱ徳本・前掲書一二〇頁以下、一四二頁以下、一五〇頁、森島・前掲書一八三頁以下、四宮・前掲書（下巻）四一九頁など。

第一次爆発後に出勤した警察・消防関係者の刑事責任について、静岡地検は、予見可能性の点から刑事責任の追及を見送っている（静岡新聞一九八三年一月二三日付）。

- (17) 幾代Ⅱ徳本・前掲書三二頁以下、四宮・前掲書（中巻）三〇三頁以下、三三二頁以下など。

- (18) 幾代Ⅱ徳本・前掲書四四頁、森島・前掲書二〇五頁以下など。

- (19) 静岡地検は、刑事責任に関し、メタンガスの発生とそれが爆発することまでの予見可能性を期待できないとして、これを問えないとした（静岡新聞一九八三年一月二三日付）。

- (20) たとえば、吉村良一「不法行為法」一九九五年、一〇頁以下。

- (21) 参照、幾代Ⅱ徳本・前掲書一四一頁以下。

- (22) この構成に参考となるのが、踏切における適切な保安設備をも含めて鉄道・企業設備の全体を一つの土地工作物であると捉える判例理論である。参照、幾代Ⅱ徳本・前掲書一六四頁以下。

- (23) 沢井・前掲書第一一章及び第二二章が詳しい。
- (24) 沢井・前掲書二三頁以下。
- (25) 沢井・前掲書三四頁。
- (26) 四宮・前掲書(下巻)五六七頁。
- (27) 参照、谷口・前掲論文一一六頁。